

別紙 1

○船舶検査の方法の一部を改正する新旧対照表

改正案		現行
B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	(下線の部分は改正部分)
第1章 第1回定期検査等	第1章 第1回定期検査等	
1.1~1.6 (略)	1.1~1.6 (略)	
1.7 一般設備	1.7 一般設備	
1.7.1~1.7.4 (略)	1.7.1~1.7.4 (略)	
1.7.5 航海用具	1.7.5 航海用具	
-1~21. (略)	-1~21. (略)	
-22. 航海情報記録装置(設備規程 146-30、用具告示 25) 又は簡易型 航海情報記録装置(設備規程等の一部改正省令附則 2、同機能告 示 2)	-22. 航海情報記録装置(設備規程 146-30、用具告示 25) 又は簡易型 航海情報記録装置(設備規程等の一部改正省令附則 2、同機能告 示 2)	
次の検査を行う。		
(1) 固定式保護容器は、船橋近くの外部甲板上で、障害物となる得る構造物を避け、可能な限り船の中央線の近くに据え付けられれていること、自動浮揚容器は、離脱装置の位置が適切であることを確かめる。それぞれについて、再帰反射材、注意銘板が正しく取り付けられていることを確かめる。	(1) <u>保護カブセル</u> は、船橋近くの外部甲板上で、障害物となり得る構造物を避け、可能な限り船の中央線の近くに据え付けられることを確かめる。また、カブセルの離脱装置の位置が適切であり、再帰反射材、注意銘板が正しく取り付けられていることを確かめる。	
(2) 磁気コンパスに対し、固定式保護容器及び自動浮揚容器に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。	(2) 磁気コンパスに対し、 <u>保護カブセル</u> に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。	
(3) 磁気コンパスに対し、固定式保護容器及び自動浮揚容器以外の各ユニットに示されている安全距離が保たれていることを確かめる。	(3) 磁気コンパスに対し、 <u>保護カブセル</u> 以外の各ユニットに示されている安全距離が保たれていることを確かめる。	
(4) (略)	(4) (略)	

改正案	現行
(5) 可視可聴警報又は可視警報が正しく動作していることを確かめる。	(5) いすれかのセンサーからデータが途絶えた場合、可視可聴警報が送せられることを確かめる。
(6)～(10) (略) -23～-35. (略)	(6)～(10) (略) -23～-35. (略)
1.7.6 復原性計算機等 -1. 復原性に関する事項を確認できる積付計算機(設備規程 157.2 参照)又は非損傷時及び損傷時の復原性に関する事項を計算することができる復原性計算機(設備規程 165.0 参照)	1.7.6 特殊貨物の積付設備 -1. 復原性に関する事項を確認できる積付計算機(設備規程 157.2 参照) 正常に機能することを確認する。
(例)	(例)
(1) 設備規程心得 157.2(a)(5)又は同心得 165.0(a)(2)の規定のうち、いすれか適用のある規定に定められた許容誤差の範囲内にあることを確認する。 なお、計算プログラムの精度の確認は個々の船舶のデータを使用して行う。確認を行なう積付状態は、当該船舶の承認された復原性資料に記載されている積付状態のうち任意の 4 以上の積付状態(ただし、軽荷状態を除く。)とする。ただし、4 以上の積付状態(ただし、軽荷状態を除く。)に関する計算結果が事前にある場合には、その結果を確認した上で、それらの積付状態のうちの任意の 1 の積付状態とする。 (2),(3) (略) 1.8. (略) 1.9 消防設備 1.9.1～1.9.11 (略)	(1) 設備規程心得 157.2(a)に規定する許容誤差の範囲内にあることを確認する。 なお、計算プログラムの精度の確認は個々の船舶のデータを使用して行う。確認を行なう積付状態は、当該船舶の承認された復原性資料に記載されている積付状態のうち任意の 4 以上の積付状態(ただし、軽荷状態を除く。)とする。ただし、4 以上の積付状態(ただし、軽荷状態を除く。)に関する計算結果が事前にある場合には、その結果を確認した上で、それらの積付状態のうちの任意の 1 の積付状態とする。 (2),(3) (略) 1.8. (略) 1.9 消防設備 1.9.1～1.9.11 (略)

	改正案	現行
1.9.12 水噴霧ランス（消防告示 8 の 2）	(新規)	
	消火ホースに接続して射水試験を実施し、水を噴霧することができることを確認する。	
1.9.13 移動式放水モニター（消防告示 8 の 3、38）	(新規)	
	-1. 消火ホースによって消火栓に連結することができるカップリングが装備されていることを確かめる。 -2. 移動式放水モニターが、ベース又は船体構造に確実に固定できることを確かめる。 -3. 射水と噴霧の変更が容易に行えることを確かめる。 -4. 移動式放水モニターからの射水が暴露甲板上又はその上方に積載されたコンテナの最上段まで達することができるように、当該モニターが接続される全ての消火栓により給水できることを確認する。	
1.9.14～1.9.20	(略)	<u>1.9.12～1.9.18</u> (略)
1.10～1.12	(略)	1.10～1.12 (略)
1.13	防火構造	1.13.1～2 (略)
1.13.1～2	(略)	1.13.1～2 (略)
1.13.3 国際航海に従事する旅客船並びに遠洋区域及び近海区域を航行区域とする旅客船		1.13.3 国際航海に従事する旅客船並びに遠洋区域及び近海区域を航行区域とする旅客船
	-1. 及び-2. (略)	-1. 及び-2. (略)
	-3. 次の設備の作動試験又は効力試験を行う。 (1) (略) (2) 自動閉鎖型防煙ダンパー（防火構造規則 16.1.2 又は防火告示 10.2.1 参照） (3) 自動閉鎖型防火ダンパー（防火構造規則 27.1 又は防火告示 10.3.3 参照）	-3. 次の設備の作動試験又は効力試験を行う。 (1) (略) (2) 自動閉鎖型防火ダンパー（防火構造規則 27.1 又は防火告示 10.2.3 参照）

改正案	現行
(4)～(8) (略)	(3)～(7) (略)
1.14～1.18 (略)	1.14～1.18 (略)
1.19 海上運転	1.19 海上運転
1.9.1～1.9.3 (略)	1.9.1～1.9.3 (略)
1.19.4 操舵試験	<p>1.19.4 操舵試験</p> <p>-1. 全力前進中、舵を片舷 35 度より反対舷 35 度までと り、片舷 35 度より反対舷 30 度までの操だ時間と測定する。た だし、コルト舵その他の特殊なかじでは、舵角 35 度がとれ ない場合には、転だできる最大舵角又は適 正な速力として差し支えない。なお、一体型ブッシャーベー ページのブッシャー等全力前進が適当でない船舶につい ては、適正な速力で行っても差し支えない。</p> <p>海上運転において、最大航海喫水にて主機の連続最大 回転数及び最大設計ピッチに応じた速力で前進中に本要 求事項に適合していることを証明することが実行上不可 能な場合、建造日にかかわらず、以下のいずれか、一つの 方法によって本要求事項に適合していることを証明して も差し支えない。</p> <p>(1) 等喫水で舵全體が没水する喫水で試験を行うこと。 船舶の速力は、主機の連続最大回転数及び最大設計ピ ッヂにおける速力とする。</p> <p>(2) 海上試運転中に舵全體を没水させること。 場合は、試運転積載状態における舵板の浸水部分の面 積を用いて適当な前進速力を計算し、その速力におい て試験を行うこと。適当な前進速力は、少なくとも、 満載状態で、かつ、主機関の連続最大回転数及び最大 設計ピッヂにおける速力で前進中の船舶に及ぼされる</p>

改正案	現行
<p>ものと同等の舵力及びトルクを操舵装置に与える速力とすること。</p> <p>(3) 試運転積載状態における舵力及びトルクを確実に推定し、かつ、満載状態の舵力及びトルクを外挿した状態で試験を行うこと。船速は主機の連続最大回転数及び最大設計ピッチにおける船速とすること。</p> <p>-2. 操舵装置を備える船舶においては、全速力における速力の 1/2 又は 7 ノットのうち大きい方の速力以上で前進中、補助操だ装置を操作して、次の時間を測定する。</p> <p>(1) かじを片げん 15 度より反対へ 15 度までとった場合の操だ時間</p> <p>(2) 補助操だ装置への切換時間</p> <p>事項に適合していることを証明することが実行上不可能な場合、建造日にかかわらず、以下のいずれか一つの方法によって本要求事項に適合していることを証明しても差し支えない。</p> <p>1) 等喫水で舵全体が没水する喫水で試験を行うこと。 船舶の速力は、主機の連続最大回転数及び最大設計ピッチにおける速力の 2 分の 1 又は 7 ノットのいずれか大きい方の速力とすること。</p> <p>2) 海上試運転中に舵全體を没水させることができない場合は、試運転積載状態における舵板の浸水部分の面積を用いて適当な前進速力を計算し、その速力において試験を行うこと。適当な前進速力は、少なくとも、満載状態で、かつ、主機関の連続最大回転数及び最大設計ピッチにおける速力の 2 分の 1 又は 7 ノットのいずれか大きい方の速力で前進中の船舶に及ぼされるものと同等の舵力及びトルクを操舵装置に与える速力とすること。</p>	

改正案		現行			
<p>3) 試運転積載状態における舵力及びトルクを確實に推定し、かつ、満載状態の舵力及びトルクを外挿した状態で試験を行うこと。船速は主機の連続最大回転数及び最大設計ピッチにおける速力の2分の1又は7ノットのいずれか早い方の速力とすること。</p> <p>(1) 船を片舷15度より反対舷15度までとった場合の操だ時間 (2) 備助操だ装置への切換時間</p>					
第2章 定期的検査等		第2章 定期的検査等			
2.1 (略)	2.1 (略)	2.1 (略)	2.1 (略)		
2.2 船体	2.2 船体	2.2.1 (略)	2.2.1 (略)		
		2.2.2 船体内部	2.2.2 船体内部		
検査項目		定期	一中	二中	三中
2.2.1 (略)					
2.2.2 船体内部					
<p>-1. (略)</p> <p>-2. 貨物区域、機関区域、居住区域等の内検及びタンク内検は、建造後の年数に応じ、次の点に留意して検査を行うものとする。</p> <p>(1) 建造後13年未満の船舶 (a) 貨物区域</p>		<p>-1. (略)</p> <p>-2. 貨物区域、機関区域、居住区域等の内検及びタンク内検は、建造後の年数に応じ、次の点に留意して検査を行うものとする。</p> <p>(1) 建造後13年未満の船舶 (a) 貨物区域</p>			

	改正案			現行
(i) 鋼船にあって は、船体中心線の 両側で船底内張板 を少なくとも各1 条取り外して検査 を行う。ただし、 <u>単底構造の船舶に 限る</u> 。	(ii) (略) (b)～(d) (略) (e) (d)以外のタンク 全数。ただし、両 舷対称のタンク(船 首尾タンクを除 く。)にあっては、 外観検査の結果が良 好で、かつ、船体中 央部の1区画の両舷 タンクの内検を行 い、塗装の状態が良 好で、腐食が少ない と認められる場合 は、 <u>他のタンクの内 検は省略して差し支 えない</u> 。	(i) 鋼船にあって は、船体中心線の 両側で船底内張板 を少なくとも各1 条取り外して検査 を行う。	(ii) (略) (b)～(d) (略) (e) (d)以外のタンク 全数。ただし、両 舷対称のタンクにあ つては、塗装の状態 が良好で、腐食が少 ないと認められる場 合は、 <u>片舷のみで差 し支えない</u> 。	(2)・(3) (略) -3.～-10. (略) 2.2.3～2.2.9 (略)
				(2)・(3) (略) -3.～-10. (略) 2.2.3～2.2.9 (略)

2.3～2.5 (略)

2.6. 一般設備

検査項目	定期	検査項目			定期		
		一中	二中	三中	一中	二中	三中
2.6.1～2.6.3 (略)					2.6.1～2.6.3 (略)		
2.6.4 航海用具					2.6.4 航海用具		
-1.～-19.2. (略)					-1.～-19.2. (略)		
-20. 航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置次の検査を行う。					-20. 航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置次の検査を行う。		
(1) 固定式保護容器、自動浮揚容器及び各ユニットが定期的に整備点検されていることを確認する。	○	○			(1) 保護カプセル及び各ユニットが定期的に整備点検されていることを確認する。	○	○
(2) (略)					(2) (略)		
(3) 固定式保護容器及び自動浮揚容器の離脱金具が銷びてないことを確かめる。	○	○			(3) 保護カプセルの離脱金具が銷びてないことを確かめる。	○	○
(4)・(5) (略)					(4)・(5) (略)		
(6) 可視可聴警報又は可聴警報が正しく動作していることを確かめる。	○				(6) いざれのセンサーからもデータが途絶えた場合、可視可聴警報が発せられることを確かめる。	○	○
(7)～(9) (略)					(7)～(9) (略)		

-21.～.24	(略)			
2.6.5 復原性計算機等				
-1. (略)				
-2. 非損傷時及び損傷時 の復原性に関する事 項を計算することができる復原性計算機	○	○	○	
正常に機能することを 確認する。				
(例)	(1) 設備規程心得 <u>165.0(a)(2)の規定の</u> うち、適用のある規 定に定められた許容 誤差の範囲内にある ことを確認する。 なお、計算プログ ラムの精度の確認は 個々の船舶のデータ を使用して行う。確 認を行う積付状態 は、当該船舶の承認 された復原性資料に 記載されている積付 状態のうち少なくと も1の積付状態(ただ し、軽荷状態を除			
-21.～.24	(略)			
2.6.5 特殊貨物の積付設備				
-1. (新規)				

2.9～2.11	(略)	2.9～2.11 (略)				
2.12	防火構造	2.12 防火構造				
検査項目	定期	一中	二中	三中	検査項目	定期
2.12.1 (略)	○	○			2.12.1 (略)	
2.12.2 国際航海に従事する旅客船並びに遠洋区域及び近海区域を航行区域とする旅客船					2.12.2 国際航海に従事する旅客船並びに遠洋区域及び近海区域を航行区域とする旅客船	○
2.12.1 に加え、次の設備の作動試験又は効力試験を行う					2.12.1 に加え、次の設備の作動試験又は効力試験を行う	
-1.～-2. (略)					-1.～-2. (略)	
-3. 自動閉鎖型防煙ダッシュバー					(新規)	
<u>-4.～-8.</u>					<u>-3.～-7.</u>	
2.12.3～2.12.6 (略)					2.12.3～2.12.6 (略)	
2.13～2.17	(略)	2.13～2.17 (略)				
2.18.	海上試運転	2.18. 海上試運転				
検査項目	定期	一中	二中	三中	検査項目	定期
2.18.1・2.18.2 (略)					2.18.1・2.18.2 (略)	
2.18.3 次頁に定める主機海上運転記録経歴簿の各項目について計測を行い、適当であることを確認する。なお、当該記録は船舶件名表に添付すること。 <u>ただし、入渠前に当該経歴簿に定め</u>		○			2.18.3 次頁に定める主機海上運転記録経歴簿の各項目について計測を行い、適当であることを確認する。なお、当該記録は船舶件名表に添付すること。	○

各項目が事前に計測され 提出された場合（機関長及 び船舶所有者又は船長の記 名、押印）、当該データが 適当であることが確認でき れば、海上試運転に代えて 係留運転として差し支えな い。この場合、提出された データを船舶件名表に添付 する経歴簿に記載し、備考 欄に「船主による事前計 測」と明記すること。			
--	--	--	--

S 編	改正案	現行
S 編	検査の特例	S 編 検査の特例
第 2 章 検査の特例	第 2 章 検査の特例	第 2 章 検査の特例
2.1 予備検査に合格した物件等の検査	2.1 予備検査に合格した物件等の検査	2.1 予備検査に合格した物件等の検査
2.1.1・2.1.2 (略)	2.1.1・2.1.2 (略)	2.1.1・2.1.2 (略)
2.1.3 附属書 H の規定に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービス・ステーション等において整備された物件等に係る検査の特例	2.1.3 附属書 H の規定に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービス・ステーション等において整備された物件等に係る検査の特例	2.1.3 附属書 H の規定に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービス・ステーション等において整備された物件等に係る検査の特例
-1.～-3. (略)	-1.～-3. (略)	-1.～-3. (略)
-4. 特定の事業者が行う航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置、船舶自動識別装置に接続された衛星航法装置を含む。) 及び航海情報記録装置(以下「航海用レーダー等」と略す。)の装備・整備による検査	-4. 特定の事業者が行う航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置、船舶自動識別装置に接続された衛星航法装置を含む。) 及び航海情報記録装置(以下「航海用レーダー等」と略す。)の装備・整備による検査	-4. 特定の事業者が行う航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置、船舶自動識別装置に接続された衛星航法装置を含む。) 及び航海情報記録装置(以下「航海用レーダー等」と略す。)の装備・整備による検査
管海官庁から附属書 H-5 の規定に基づき証明を受けた事業者において、附属書 H-5、航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場の証明中別記 5-4 に規定される社内装備・整備基準により装備又は整備された航海用レーダー等(自動浮揚容器が装備又は整備されるものについては、附属書 H-4 の規定に基づき証明を受けて附属書 H-5 の規定に基づき証明を受けた事業者であつて附属書 H-5 の規定に基づき証明を受ける場合に限る。)においては、該事業者から整備の委託を受けた者が整備する場合にあつては、装備点検記録(装備の場合は、当該事業者による整備の場合は、装備又は整備された航海用レーダー等の装備点検記録を含む。)の内容から、装備又は整備された航海用レーダー等が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において立会いを省略して差し支えない。	管海官庁から附属書 H-5 の規定に基づき証明を受けた事業者において、附属書 H-5、航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場の証明中別記 5-4 に規定される社内装備・整備基準により装備又は整備された航海用レーダー等にあつては、当該事業者による整備記録(装備の場合にあつては、装備点検記録を含む。)の内容から、装備又は整備された航海用レーダー等が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において立会いを省略して差し支えない。	管海官庁から附属書 H-5 の規定に基づき証明を受けた事業者において、附属書 H-5、航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場の証明中別記 5-4 に規定される社内装備・整備基準により装備又は整備された航海用レーダー等に接続された衛星航法装置を含む。) 及び航海情報記録装置(以下「航海用レーダー等」と略す。)の装備・整備による検査
なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 3 カ月以内(装備の場合にあつては、30 日以内)に行われた場合に適用する。	なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 3 カ月以内(装備の場合にあつては、30 日以内)に行われた場合に適用する。	なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 3 カ月以内(装備の場合にあつては、30 日以内)に行われた場合に適用する。

	改正案	現行
-5. (略)	-5. (略)	
2.1.4 (略)	2.1.4 (略)	
2.2~2.8 (略)	2.2~2.8 (略)	
2.8 ドック入れ等の特例	2.8 ドック入れ等の特例	
2.8.1 (略)	2.8.1 (略)	
2.8.2 湖川のみを航行区域とする旅客船及び推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されて人の運送の用に供する船舶(B編が適用されるものに限る。)の中間検査において、管海官庁が差し支えないと認められる場合は、ドック入れ又は上架を省略し、船底、舵、プロペラ及び船底弁の検査を省略することができる。 なお、湖川以外であつて湖川と同等の環境であると認められた水域について本特例を適用する場合は、資料を添えて検査測度課長まで伺い出ること。	2.8.2 湖川のみを航行区域とする旅客船及び推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されて人の運送の用に供する船舶(B編が適用されるものに限る。)の中間検査において、管海官庁が差し支えないと認められる場合は、ドック入れ又は上架を省略し、船底、舵、プロペラ及び船底弁の検査を省略することができる。 なお、湖川以外であつて湖川と同等の環境であると認められた水域について本特例を適用する場合は、資料を添えて検査測度課長まで伺い出ること。	
2.8.3 湖川のみを航行する船舶であつてC編を適用するものは、管海官庁が差し支えないと認められる場合は、ドック入れ又は上架を省略し、船底及び舵の検査を省略することができる。なお、湖川以外であつて湖川と同等の環境であると認められた水域について本特例を適用する場合は、資料を添えて検査測度課長まで伺い出ること。	2.8.3 湖川のみを航行する船舶であつてC編を適用するものは、管海官庁が差し支えないと認められる場合は、ドック入れ又は上架を省略し、船底及び舵の検査を省略することができる。	
2.8.4 (略)	2.8.4 (略)	
2.9 プロペラ軸(船尾管内又は船外にある中間軸を含む)の抜き出し検査の特例	2.9 プロペラ軸(船尾管内又は船外にある中間軸を含む)の抜き出し検査の特例	
2.9.1 認められた防食措置が施されていない軸であつて耐食性が特にすぐれていると認められた材質のものについては、第1種中間検査旅客船にあつては特1中)又は第3種中間検査(以下本2.9において「第1種中間検査等」という。)ではプロペラ軸の船尾管軸受け部が確認できる程度に部分的に抜き出し、可能な部分の軸身検査及びB編2.3.2-3の(4)(5)(7)(9)の検査とすることができる。ただし、異常が認められた場合は通常の抜き出し検査とする。な	2.9.1 認められた防食措置が施されていない軸であつて耐食性が特にすぐれていると認められた材質のものについては、第1種中間検査旅客船にあつては特1中)又は第3種中間検査(以下本2.9において「第1種中間検査等」という。)ではプロペラ軸の船尾管軸受け部が確認できる程度に部分的に抜き出し、可能な部分の軸身検査及びB編2.3.2-3の(4)(5)(7)(9)の検査とすることができる。ただし、異常が認められた場合は通常の抜き出し検査とする。な	

改正案	現行
だし、異常が認められた場合は通常の抜き出し検査とする。なお、部分抜き出しを行わざ B 編 2.3.2-3 の(1)から(7)及び(9)の検査を実施してもよいこととし、この場合の次回の抜き出し時期は、3 年を経過したときとする。	お、部分抜き出しを行わざ B 編 2.3.2-3 の(1)から(7)及び(9)の検査を実施してもよいこととし、この場合の次回の抜き出し時期は、3 年を経過したときとする。 注) 耐食性が特にすぐれていると認められた材質
注) 耐食性が特にすぐれていると認められた材質 高力黄銅棒、NAS46-H4(日本治金)、AMB5F アームスプロンズ(三菱マテリアル)、PSL-K(日立金属)、PSL-HT(日立金属)、SPL-T(大同特殊鋼)、DSD-T(大同特殊鋼)、SUS316、SUS316L、TXA208(愛知製鋼)、KA3(山陽特殊製鋼)	高力黄銅棒、NAS46-H4(日本治金)、AMB5F アームスプロンズ(三菱金屬)、PSL-K(日立金属)、PSL-HT(日立金属)、SPL-DSD-T(大同特殊鋼)、SUS316、SUS316L、TXA208(愛知製鋼)、KA3(山陽特殊製鋼)
2.9.2~2.9.4 (略)	2.9.2~2.9.4 (略)
2.10 (略)	2.10 (略)
2.11 稼働時間の短い船舶の機関の検査	2.11 稼働時間の短い船舶の機関の検査
2.11.1 旅客船(湖川のみを航行するものを除く。)、特殊船、国際航海に従事する船舶又は分割検査若しくは継続検査を実施している船舶以外の船舶の主機又は補助機関(付属する過給機及び送風機並びに動力伝達装置を含む。)であつて、前回機関の解放を行った検査(定期検査の方法に従つて機関の解放を行った場合に限る。)の後の使用時間が、当該検査の次の定期的検査、即ち定期検査又は第 1 種中間検査の時期までに 7,000 時間を超えないと推定されるものについて、保守・整備に関する記録、事情聴取等から判断して差し支えないと認める場合は、当該機関の解放検査に代えて、外観検査及び運転検査を行うこと。	2.11.1 旅客船(湖川のみを航行するものを除く。)、特殊船、国際航海に従事する船舶又は分割検査若しくは継続検査を実施している船舶以外の船舶の主機又は補助機関(付属する過給機及び送風機並びに動力伝達装置を含む。)であつて、前回機関の解放を行った検査(定期検査の方法に従つて機関の解放を行った場合に限る。)の後の使用時間が、当該検査の次の定期的検査、即ち定期検査又は第 1 種中間検査の時期までに 5,000 時間を超えないと推定されるものについて、保守・整備に関する記録、事情聴取等から判断して差し支えないと認めると認められる場合は、当該機関の解放検査に代えて、外観検査及び運転検査を行うこと。
この場合であっても、機関の解放検査(定期検査の方法に従つて行うものをいう。)の間隔は、湖川のみを航行する旅客船を除き 10 年を超えてはならない。	この場合であっても、機関の解放検査(定期検査の方法に従つて行うものをいう。)の間隔は、湖川のみを航行する旅客船を除き 10 年を超えてはならない。
また、使用時間の推定は、当該船舶の機関の使用時間の実績から年間平均稼働時間と算出することにより行うものとする。この場合の使用時間の実績は、積算回転計又は回転時間計	また、使用時間の推定は、当該船舶の機関の使用時間の実績から年間平均稼働時間と算出することにより行うものとする。この場合の使用時間の実績は、積算回転計又は回転時間計

改正案	現行
<p>により確認することとする。</p> <p>ただし、これらの計器が備え付けられていない場合であつて、船舶検査官が差し支えないと認めるとときは、機関の運転時間が確認できる日誌等により確認することができる。</p> <p>なお、湖川以外であつて湖川と同等の環境であると認められる水域について本特例を適用する場合は、資料を添えて検査測度課長まで問い合わせること。</p>	<p>2.11.2 稼動時間の短い旅客船(湖川のみを航行するもの又は分割検査若しくは継続検査を実施しているものを除く。)の主機又は補助機関(付属する過給器及び送風機並びに動力伝達装置を含む。)であつて次の(1)から(3)までの全ての条件を満たす場合には、使用時間によって定めた検査要領によることがある。この場合、定期検査の方法に従つて行う解放検査の間隔は2.11.1を準用する。なお、検査要領を定める場合は、意見を添えて本局首席海事技術専門官(船舶検査官)に問い合わせること。</p> <p>なお、湖川以外であつて湖川と同等の環境であると認められる水域について本特例を適用する場合は、資料を添えて検査測度課長まで問い合わせること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>2.12～2.19 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2.12～2.19 (略)</p>

	改正案	現行
附属書 F 整備基準等	附属書 F 整備基準等	附属書 F 整備基準等
1.～12. (略)	1.～12. (略)	1.～12. (略)
13. 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準 13.1～13.3 (略)	13. 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準 13.1～13.3 (略)	13. 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準 13.1～13.3 (略)
13.4 整備記録の作成等 整備者は、別紙様式の浮揚型又は非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備記録(「GMDSS 設備等整備記録総括表」)を作成し、管海官庁及び船舶所有者に1部送付するとともに、1部をサービス・ステーションに保管する。	13.4 整備記録の作成等 整備者は、別紙様式の浮揚型又は非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備記録(「GMDSS 設備等整備記録総括表」)を作成し、管海官庁及び船舶所有者に1部送付するとともに、1部をサービス・ステーションに保管する。 (別紙様式は別紙2のとおりとする。) (別紙様式を改正する)	13.4 整備記録の作成等 整備者は、別紙様式の浮揚型又は非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備記録(「GMDSS 設備等整備記録総括表」)を作成し、管海官庁及び船舶所有者に1部送付するとともに、1部をサービス・ステーションに保管する。 (別紙様式は別紙2のとおりとする。) (別紙様式を改正する)
14.～20. (略)	14.～20. (略)	14.～20. (略)
21. 航海情報記録装置(簡易型航海情報記録装置を含む。) 21.1 適用 この基準は、航海情報記録装置の設置(新設又は取替時を含む。)時の初めて行う点検について適用する。(自動浮揚容器については、 <u>21-3.</u> に定める基準を追加して適用する)。	21. 航海情報記録装置(簡易型航海情報記録装置を含む。) 21.1 適用 この基準は、航海情報記録装置の設置(新設又は取替時を含む。)時の初めて行う点検について適用する。(自動浮揚容器については、 <u>21-3.</u> に定める基準を追加して適用する)。	21. 航海情報記録装置(簡易型航海情報記録装置を含む。) 21.1 適用 この基準は、航海情報記録装置の設置(新設又は取替時を含む。)時の初めて行う点検について適用する。
21.2 点検の方法 航海情報記録装置の設置(新設又は取替時を含む。)後の点検は、次の事項について確認する。	21.2 点検の方法 航海情報記録装置の設置(新設又は取替時を含む。)後の点検は、次の事項について確認する。	21.2 点検の方法 航海情報記録装置の設置(新設又は取替時を含む。)後の点検は、次の事項について確認する。

改正案	現行
21.2.1 外観点検	21.2.1 外観点検
-1. 構成品等の点検 本体、固定式保護容器、予備品等の構成品、操作説明書及び保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。	-1. 構成品等の点検 本体、保護カプセル、予備品等の構成品、操作説明書及び保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。
-2. 表示の点検	<p><u>固定式保護容器</u>には、VOYAGE DATA RECORDER、-DO NOT OPEN、-REPORT TO AUTHORITIES と明瞭に記載され、名称、型式、製造番号及び製造年月、製造者名、検印又は証印、操舵室に装備する場合は、磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ見やすい箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。</p> <p>-3. 固定式保護容器が、周囲に障害物がない場所に、図面に指示されているように正しく取り付けられていることを確認する。</p> <p>-4. 固定式保護容器にクラック、塩害、浸水、ケーブルの損傷がないことを確認する。</p> <p>-5. 固定式保護容器や中継箱及び接続部の防水状態が良好であることを確認する。</p> <p>-6. -7. (略)</p> <p>21.2.2・21.2.3 (略)</p> <p>21.2.4 記録制御機及びデータ収集機の性能試験</p> <p>-1. -2. (略)</p> <p>-3. 可視可聴警報又は可視警報が作動するものにあつては、その表示等を確認する。</p> <p>-4.～-6. (略)</p>
	<p>21.2.1 外観点検</p> <p>-1. 表示の点検 保護カプセルには、VOYAGE DATA RECORDER、-DO NOT OPEN、-REPORT TO AUTHORITIES と明瞭に記載され、名称、型式、製造番号及び製造年月、製造者名、検印又は証印、操舵室に装備する場合は、磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ見やすい箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。</p> <p>-3. 保護カプセルが、周囲に障害物がない場所に、図面に指示されているように正しく取り付けられていることを確認する。</p> <p>-4. 保護カプセルにクラック、塩害、浸水、ケーブルの損傷がないことを確認する。</p> <p>-5. 保護カプセルや中継箱及び接続部の防水状態が良好であることを確認する。</p> <p>-6. -7. (略)</p> <p>21.2.2・21.2.3 (略)</p> <p>21.2.4 記録制御機及びデータ収集機の性能試験</p> <p>-1. -2. (略)</p> <p>-3. 可視警報の表示及び可聴警報の作動を確認する。</p> <p>-4.～-6. (略)</p>

	改正案	現行
21.2.5 最終記録媒体		
最終記録媒体（固定式記録媒体、自動浮揚式記録媒体及び長時間記録媒体）に記憶されたデータの再生及び精度を確認する。	<p>最終記録媒体に記憶されたデータの再生及び精度を確認する。</p> <p>-1.～-3. (略)</p> <p>-4. レーダー画像及び電子海図情報表示装置の情報は、15秒/フレームの間隔で記録されていることを確認する。</p> <p>-5. 航海情報表示装置の電子海図関連情報記録は、10分に1回（変更があれば2秒に1回）の間隔で記録していることを確認する。</p> <p>-6. その他のデータ(用具告30)は1秒間隔で記録されていることを確認する。</p> <p>-7. 記録されたデータ項目は、日付と時間に関連づけられていることを確認する。</p> <p>-8. 整備点検時の各センサーのデータとそれを記録した各データの同一性を確認する。</p> <p>21.2.6・21.2.7 (略)</p> <p>21.3 整備記録の作成等</p>	<p>最終記録媒体に記憶されたデータの再生及び精度を確認する。</p> <p>-1.～-3. (略)</p> <p>-4. レーダー画像は、15秒/フレームの間隔で記録されていることを確認する。</p> <p>-5. その他のデータ(用具告30)は1秒間隔で記録されていることを確認する。</p> <p>-6. 記録されたデータ項目は、日付と時間に関連づけられていることを確認する。</p> <p>-7. 整備点検時の各センサーのデータとそれを記録した各データの同一性を確認する。</p> <p>21.2.6・21.2.7 (略)</p> <p>21.3 整備記録の作成等</p>

改正案	現行
* 2008年6月1日発効の性能基準(国海查第4号(平成20年5月14日)) (別紙様式は別紙3のとおりとする。)	* 2008年6月1日発効の性能基準(国海查第4号(平成20年5月14日)) (別紙様式を改正する)
21-2. 航海情報記録装置(簡易型航海情報記録装置を含む。)の年次点検についての指針(IMO MSC.1/Circ.1222) 1. (略) 2. 航海情報記録装置の点検は以下を含んでいること。 -1.～-5. (略) -6. 記録すべき項目、特に有効で就航時に航海情報記録装置に関する決議 A.861(20) <u>MSC.163(78)</u> 又は <u>MSC.333(90)</u> に各々定めた記録することを要求されたデータ項目が、12時間 <u>(A.861(20) 又は MSC.163(78))</u> 又は 48時間若しくは 720時間 <u>(MSC.333(90))</u> の記録期間の間、満足に蓄積されていることの確認 -7.・-8. (略) 3. (略) 4. 年次点検は、この文書の付録に示される規範的な試験報告書の様式で記録されること(様式:VDR-2)。もし、使用される言語が英語、フランス語、スペイン語のいずれでもないならば、文書はこれらの言語の内の一つへの翻訳を含んでいること。 (別紙様式は別紙4のとおりとする。)	21-2. 航海情報記録装置(簡易型航海情報記録装置を含む。)の年次点検についての指針(IMO MSC.1/Circ.1222) 1. (略) 2. 航海情報記録装置の点検は以下を含んでいること。 -1.～-5. (略) -6. 記録すべき項目、特に有効で就航時に航海情報記録装置に関する決議 A.861(20) <u>MSC.163(78)</u> に各々定めた記録することを要求されたデータ項目が、12時間の記録期間の間、満足に蓄積されていることの確認 -7.・-8. (略) 3. (略) 4. 年次点検は、この文書の付録に示される規範的な試験報告書の様式で記録されること(様式:VDR-2)。もし、使用される言語が英語、フランス語、スペイン語のいずれでもないならば、文書はこれらの言語の内の一つへの翻訳を含んでいること。 (別紙様式を改正する)

	改正案	現行
	(新設)	
21-3. 航海情報記録装置の自動浮揚容器		
21-3.1 適用	<p>この基準 (13. 浮揚型板軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準と同等のものは、航海情報記録装置の自動浮揚容器について、21.及び21-2.に追加して適用する。)</p>	
21-3.2 整備の方法	<p>自動浮揚容器の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく免許状に記載されているとおりであること並びに次の事項について確認する。ただし、自動浮揚容器が交換される場合は、この限りでない。</p>	
21-3.2.1 外観点検		
-1. 構成品の点検	<p>本体、アンテナ及び自動離脱装置等の構成品のすべてが完全な状態で備っているかを点検する。</p>	
-2. 表示の点検	<p>自動浮揚容器の(i) 名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印または証印(ii) 簡単な取扱説明(iii) 使用電池の有効期限(21-3.2.4-1(2)の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かつ見て見えにくくなつていなければ点検する。</p>	

改正案	現行
<p>-3. <u>変形、腐食等の点検</u></p> <p>筐体、アンテナ等に使用に適さない程度の変形、腐食、発錆等がなく、記録回路への接続が接栓によるものにあつてはその接続が確実に行えることを点検する。</p>	
<p>-4. <u>色度の点検</u></p> <p>自動浮揚容器の外面主要部が澄色系または黄色系の見易い色であり、汚れがないかを点検する。</p>	
<p>-5. <u>水密性の点検</u></p> <p>(1) 筐体が変形、腐食、亀裂等により水密性がそこなわれていなければ点検する。</p>	
<p>(2) 次の場合は、温水試験等による水密性の確認試験を行う。</p>	
	(a) 製造又は筐体の新替え後4年以上経過している場合。
	(b) 筐体を開いた場合。
	(c) (1)の点検により水密性がそこなわれているおそれがあると認められる場合。
<p>-6. <u>再帰反射材の点検</u></p> <p>再帰反射材が正しく添付され、表面にきず、はがれ、汚れ等の著しい異常がないかを点検する。</p>	
<p>-7. <u>電源の点検</u></p> <p>電池の有効期限が6ヶ月以上残っているか及び前回の整備記録を調べ、電池を試験等により2時間以上使用していないかを点検する。</p>	
<p>-8. <u>海水センサーの点検</u></p>	

改正案	端子に腐食、発錆及び油等による汚損並びにヘンキ等の付着がないことを点検する。	外部を点検し、腐食、発錆、異物の付着等の異常のないことを確かめる。	<p>-2. 装置のフックに適当な荷重をかけた状態で水深相当の圧力(2.0 ~4.0m の水深に相当する圧力を標準とする。)をダイヤフラムに与え、設定水深で作動することを確かめる。又は、自動離脱装置の水圧センサーの有効期限が 6 ヶ月以上残っていることを確かめる。</p>
発射電波等の点検	セルフテストモードによる発射電波を利用して点検する場合を除き、次の事項に留意して点検の準備を行う。(船内シールドルームで点検を行う場合は、「GMDSS 無線設備の船上における検査等のためのガイドライン」の要件にも注意すること)	<p>(1) 自動浮揚容器をシールドルーム内のシールドボックスに入れシールドルームの「使用中」の表示を確認し、ドアを確実に閉める。</p>	<p>(2) 電池は、自動浮揚容器にそれまで装着してあつた電池又は作動試験用電池を使用する。なお、電池は、作動試験のために装着する前に必ず直流電圧計を用いてその端子電圧を測定し、過度に消耗しているものについては使用しないこと。</p>
現行			<p>(3) 自動浮揚容器をシールドボックスに入れた後(船内シールドルームの場合は、シールドボックスに入れなくても差し支えない。)、電波発射用のスイッチを入れ約 15 分間保持する。</p> <p>(4) 試験器を作動状態にし、5 分間以上保持すること。</p>

	改正案	現行
-2. 自動浮揚容器について次の区分により点検を行う。		

(1) 定期検査及び旅客船の第1種中間検査の時期に行う点検
約20分の間測定を行い、以下の項目について確認する。

1) 406MHz 帯の場合

(a) 送信電力(Power)が、5W ± 2dB(3.15~7.9W, 35~39dBm)の範囲内にあることを確認する。(本項目に限りアンテナが取り外せるものにあっては、アンテナを外し試験器と同軸ケーブルで結合の上点検を行う。なお、アンテナを取り外せないものにあっては、専用の測定用カップラーアイテムを介して測定し、所定の範囲内にあることを確認する。)

(b) 搬送波の周波数許容偏差(Fo)が、406.025/406.028/406.037/406.04MHz ± 5kHzの範囲内にあることを確認する。

(c) 送信の周期(Tp)が、50秒 ± 5%(47.5~52.5s)の範囲内にあることを確認する。

(d) 搬送波の無変調送信時間の無変調送信時間(Cpp)が概ね160ms ± 1%(158.4~161.6ms)の範囲内にあることを確認する。

(e) データ送信時間(Ce)が短メッセージの場合には、440ms ± 1%(435.6~444.4ms)、長メッセージの場合には520ms ± 1%(514.8~525.2ms)の範囲内にあることを確認することを確認する。なお、整備記録の作成にあたっては、

(f) 送信状態であることを確認できる表示灯が点灯することを確認する。

(g) (a)～(e)の各項目については、各送信回における測定値の平均値を記入すること。

	改正案	現行
(ii) 印字記録(いすれか1回の送信についての記録)を所定の箇所に添付すること。		
2) 121.5MHz の場合		

(a) 搬送波の周波数許容偏差(F_0)が、 $121.5\text{MHz} \pm 50 \times 10^{-6}$ の範囲内にあることを確認する。

(b) 尖頭実効輻射電力(PERP)が $50\text{mW} \pm 3\text{dB}(25 \sim 100\text{mW}, 14 \sim 20\text{dBm})$ の範囲内であることを確認する。本項目は、測定器により尖頭電力(PEP)を測定し、次式により尖頭実効輻射電力(PERP)を算出する。(測定は、アンテナを取り外し、試験器と同軸ケーブルで接続して行う。なお、アンテナが取り外せないものには、専用の測定用カッラーを介して尖頭電力(PEP)を測定し、所定の範囲内にあることを確認する。)

$$\text{※PERP(dB)} = \text{PEP(dB)} + \text{アンテナ相対利得(dB)}$$

(c) 高い方から低い方へ、低い方から高い方へ変化する低周波の変調音を受信機により確認する。なお、整備記録の作成においては、各送信回における測定値の平均値を記入すること。

(2) 第1種中間検査(旅客船を除く。)及び第2種中間検査の時期に行う点検(第2種中間検査にあつては、セルフテストモードによる発射電波を利用しない場合に限る。)

406MHz 帯の電波に対し、約5分間測定を行い、以下の項目について確認する。

- 送信電力(Power)が、 $5\text{W} \pm 2\text{dB}(3.15 \sim 7.9\text{W}, 35 \sim 39\text{dBm})$ の範囲内にあることを確認する。(本項目に限りアンテナが取り外せるものにあつては、アンテナを外し試験器と同軸ケーブルで結合の上点検を行う。なお、アンテナが取り外せないものに

改正案	現行
あつては、測定用カップラーチーを介して測定し、所定の範囲内にあることを確認する。)	
2) 搾送波の周波数許容偏差(F_0)が、 $406.025/406.028/406.037/406.04\text{MHz} \pm 5\text{kHz}$ の範囲内にあることを確認する。	
3) 送信の周期(T_{r})が、 50 秒±5%(47.5~52.5s) の範囲内にあることを確認する。	
4) 搾送波の無変調送信時間の無変調送信時間(Cpp)が概ね $160\text{ms} \pm 1\%$ (158.4~161.6ms) の範囲内にあることを確認する。	
5) データ送信時間(C_e)が短メッセージの場合には、 $440\text{ms} \pm 1\%$ (435.6~444.4ms)、長メッセージの場合には $520\text{ms} \pm 1\%$ (514.8~525.2ms) の範囲内にあることを確認する。	
6) 送信状態であることを確認できる表示灯が点灯することは確認する。なお、整備記録の作成にあたっては、 (a) 1)~5) の各項目については、各送信回における測定値の平均値を記入すること。 (b) 印字記録(いやれか、1 回の送信についての記録)を所定の箇所に添付すること。	
(3) 第2種中間検査の時期に行う点検(セルフテストモードによる发射電波を利用する場合に限る。)	当該装置の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する乗組員の立会いのもと、自動浮揚容器のセルフテストモードにより発射された 406MHz 帯の電波に対し、以下の項目について確認する。確認にあたっては、アンテナを外して自動浮揚容器と試験器を同軸ケーブルで結合の上、船内で点検を行うことにより、電波の漏洩低減に努めることとし、また、みだりに電波の発射が行

改正案	現行
<p>われないよう、セルフテストモードの操作は最低限に抑えること。 なお、アンテナが取り外せないものにあっては、専用の測定用カップラーを介して測定し、所定の範囲内にあることを確認する。</p> <p>1) 送信電力(Power)が、<u>5W ± 2dB(3.15～7.9W, 35～39dBm)</u>の範囲内にあることを確認する。</p> <p>2) 搬送波の周波数許容偏差(Fo)が<u>406.025/406.028/406.037/406.04MHz ± 5kHz</u>の範囲内にあることを確認する。</p> <p>3) 搬送波の無変調送信時間の無変調送信時間(Cpp)が概ね<u>160ms ± 1%</u>(158.4～161.6ms)の範囲内にあることを確認する。</p> <p>4) データ送信時間(Ce)が短メッセージの場合には、<u>440ms ± 1%(435.6～444.4ms)</u>、長メッセージの場合には、<u>520ms ± 1%(514.8～525.2ms)</u>の範囲内にあることを確認する。</p> <p>5) 送信状態であることを確認できる表示灯が点灯することは確認する。なお、整備記録の作成にあたっては、印字記録を所定の箇所に添付すること。</p> <p>-3. 試験器の表示及び印字記録から送信メッセージについて次の点検を行うこと。</p> <p>(1) 国別コードは、日本であること。</p> <p>(2) 自動発信「1」となっていること。</p> <p>(3) 船舶の識別符号を確認する。</p> <p>-4. -2.(3)による点検を行う場合を除き、次により作動することを確認すること。</p>	

改正案	現行
<p>海水センサーの両端子をリード線等でショートさせ、表示灯が点滅すること及びショートを解除したときに表示灯の点滅が停止することを確認する。</p>	
<p><u>21-3.3 最終点検及び積付け点検</u> 点検を完了した自動浮揚容器は、本船へ積み付ける。</p>	
<p><u>21-3.3.1 最終点検</u></p> <ul style="list-style-type: none"> -1. 本機のすべての構成品が完全な状態で揃っていることを確認する。 -2. 試験のための電池の累計使用時間を確認する。 -3. 自動浮揚容器に記載されている<u>21-3.2.1-2</u>に規定される各項目の表示が適切になされていることを確認する。 	
<p><u>21-3.3.2 積付けの点検</u></p> <ul style="list-style-type: none"> -1. 取り付け状態が適切であることを確認する。 -2. 船体構造などで衛星への通信が妨げられない位置に積み付けてあること。また、操だ室から遠隔操作できるものには、その動作が確実に行われる事を確認する。 	<p><u>21-3.4 整備記録の作成等</u></p> <p>整備者は、<u>13.4</u>の整備記録と同様のものを作成し、管海官庁及び船舶所有者に1部送付するとともに、1部をサービス・ステーションに保管する。</p>
<p>22.・23. (略)</p>	<p>22.・23. (略)</p>

改正案	現行
附属書 G 経年劣化する設備の検査の方法	附属書 G 経年劣化する設備の検査の方法
<p>1. この附属書は、次の経年劣化する設備に適用する。</p> <p>-1.～-3. (略)</p> <p>-4. 航海情報記録装置の電池及び航海情報記録装置の自動離脱装置の水圧センサー(有效期限が設定されているものに限る。)</p> <p>2. 経年劣化する設備については次によること。</p> <p>2.1・2.2 (略)</p> <p>2.3 上記に加え、次に掲げるものについては次の検査の方法によること。</p> <p>-1.～-6. (略)</p> <p>-7. 航海情報記録装置の電池及び同装置の自動離脱装置の水圧センサー</p>	<p>1. この附属書は、次の経年劣化する設備に適用する。</p> <p>-1.～-3. (略)</p> <p>2. 経年劣化する設備の検査については次によること。</p> <p>2.1・2.2 (略)</p> <p>2.3 上記に加え、次に掲げるものについては次の検査の方法によること。</p> <p>-1.～-6. (略)</p> <p>-7. 航海情報記録装置の電池(自己で取り替え可能) 有効期限が 12 ケ月未満は新替すること。</p> <p>航海情報記録装置(自動浮揚容器を除く。)の電池は、自己で取替え可能。有効期限が 12 ケ月未満は新替すること。</p> <p>航海情報記録装置(自動浮揚容器に限る。)の電池及び航海情報記録装置の自動離脱装置の水圧センサーはサービスステーションによる取替えとし、以下によること。</p> <p>(a) 有効期限が 6 ケ月未満は新替すること。</p> <p>(b) 6 ケ月以上残っているものについては、今回新替えするか、有効期限が切れた時点で新替えするか、船主が判断し、今回新替えしない場合は、検査手帳に有効期限が切れるまでに新替えし、船舶検査手帳の保守の記録に記載することを指示する。</p>

改正案	現行
なお、検査前の打ち合わせにおいて、前回の整備記録で有効期限を確認し、今回新替えるのかを打ち合わせしておくこと。	
附属書 H 特定のサービス・ステーション等の証明	附属書 H 特定のサービス・ステーション等の証明
別記 1 船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準	別記 1 船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準
1.~7. (略)	1.~7. (略)
別記様式 1-1 証明願 (略)	別記様式 1-1 証明願 (略)
	記 1. 証明を受けようとする事業場の名称及び所在地 2. 証明を受けようとする工事区分 船内供給電圧 500V 未満であって、総トン数〇〇トン未満の漁船、 引き船及び旅客船、総トン数〇〇トン未満の貨物船、並びに総トン数 〇〇トン未満の危険物ばら積船